

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 129

**【共通】** 問1 資料提出命令、報告の徴収及び消防職員等の立入検査に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、原則として、消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができるが、関係者の承諾が得られない場合はこの限りでない。
- (2) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、関係者に質問させることができるが、それ以外の者に質問させることはできない。
- (3) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求めることができる。
- (4) 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定することなく、当該管轄区域内の消防団員（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に消防法第4条第1項に規定する立入及び検査又は質問をさせることができる。

**【消防用設備等】** 問1 次の文章の空欄を埋める言葉の組み合わせとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

消防法第17条第1項の政令で定める（イ）とは、（ロ）を使用して消火を行う機械器具又は設備である「消火設備」、（ハ）を報知する機械器具又は設備である「警報設備」及び火災が発生した場合において（ニ）するために用いる機械器具又は設備である「避難設備」があり、消防法施行令第7条に具体的な機械器具又は設備が列挙されている。

- A：消防用設備等      B：消防の用に供する設備  
C：水その他消火剤      D：液体又は気体  
E：異常事態      F：火災の発生  
G：避難      H：脱出

- (1) イ：A      ロ：C      ハ：E      ニ：G
- (2) イ：A      ロ：D      ハ：F      ニ：H
- (3) イ：B      ロ：C      ハ：F      ニ：G
- (4) イ：B      ロ：D      ハ：E      ニ：H

**【消防用設備等】** 問2 移動式の粉末消火設備に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 移動式の粉末消火設備のホース接続口は、すべての防護対象物について、当該防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けること。
- (2) 移動式の粉末消火設備のホースの全長は、ノズル部分の長さを含めて15m以上であること。
- (3) 道路の用に供される部分に設ける移動式の粉末消火設備に

使用する消火剤は、第3種粉末とすること。

- (4) 消火剤として第3種粉末を使用する移動式の粉末消火設備は、一のノズルにつき27kg/分以上の消火剤を放射できるものであること。

**【防火査察】** 問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査において、当該防火対象物に設置されている消防用設備等の配線が断線していることを確認し、その後の是正指導に従わないので、消防吏員名で法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の維持命令を発動した。
- (2) 立入検査において、法第17条第2項により委任されている消防設備の未設置違反を確認し、その後の是正指導に従わないので、消防長名で法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置命令を発動した。
- (3) 立入検査において、法第8条第1項に基づき届出されている消防計画に基づく防火管理業務が適正に実施されていないことを確認し、その後の是正指導に従わないので、消防長名で法第8条第4項に基づく防火管理適正執行命令を発動した。
- (4) 立入検査において、階段にビールケース等の物件が多数存置されていることを確認し、その後の是正指導に従わないので、消防署長名で法第5条の3第1項の除去命令を発動した。

**【防火査察】** 問2 消防法の立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査の実施に際し、防火対象物の関係のある者から証票の提示請求があった場合は、証票を提示しなければならないので、立入検査に向かう際は証票を携帯する必要がある。
- (2) 立入検査の実施について、関係者に対し事前の通告等をする法令上の義務はないが、既に把握している違反事実の改修指導等で関係者と面談する必要があるときなどは、事前の通告を実施すべきである。
- (3) 立入検査の実施は罰則によってその実効性が担保されており、相手方が正当な理由なく拒否した場合は、火災予防のため、その抵抗を排除して強制的に立入検査を実施することはできる。
- (4) 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するためには、消防対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を事前に検討しておくことは重要である。

**【危険物】** 問1 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 市町村長等は、危険物保安統括管理者が消防法令の規定に違反したときは、その解任を命ずることができる。
- (2) 危険物取扱者が消防法令に違反しているときは、免状を交付した都道府県知事は、危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。
- (3) 市町村長等は、危険物施設保安員が保安のための業務を怠

**【警防】**

問1 答 (4)

解説 タラップを利用し進入させるときは、湿気で濡れていることがあるので、確実に手すりを握り、足元の滑りに注意させる。

問2 答 (5)

解説 ホースカーを車両に積み込むときは、ホースカーがレールから脱輪しないよう車輪の左右及び引き手をしっかり確保する。

問3 答 (5)

解説 (5)は、木造建物火災の特性である。

**【救急】**

問1 答 (1)と(5)

解説 (1) 正しい。  
 (2) 年齢区分で15歳以下をこどもと定義している。  
 (3) 頭痛(大人)の症状のみで、38℃以上の発熱があれば、黄に該当する。  
 (4) めまい・ふらつき(大人)の症状のみで、糖尿病であると言われたことがあれば、黄に該当する。  
 (5) 正しい。

問2 答 (5)

解説 消防法第35条の7第2項に記載のとおり、「医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。」

問3 答 (2)

解説 救急隊長として、一定の実務経験を有する者→救急隊長として、通算5年以上の実務経験を有する者

予防技術検定模擬テスト

**【共通】**

問1 答 (3)

解説 (1) 消防職員に立ち入らせてはならない場合の要件は、個人の住居であって、かつ、関係者の承諾が得られない場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため特に緊急の必要があるとは言えない場合に限られる。消防法第4条第1項参照。  
 (2) 質問の相手方は関係者に限定されておらず、その代理人、使用人その他の従業者等を含む「関係のある者」である。消防法第4条第1項参照。  
 (3) 消防法第4条第1項参照。  
 (4) 消防団員に立入検査等を行わせる場合は、火災予防のため特に必要がある場合であり、かつ、消防対象物及び期日又は期間を指定することが必要である。消防法第4条の2参照。

**【消防用設備等】**

問1 答 (3)

解説 消火設備、警報設備及び避難設備を「消防の用に供する設備」といい(消防法施行令第7条1項参照)、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要

な施設を「消防用設備等」という(消防法第17条第1項)とされている。また、消火設備、警報設備及び避難設備の要件は消防法施行令第7条第2項から第4項の柱書きに規定されており、各号に具体的な機械器具又は設備が列挙されている。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法施行令第18条第2号参照。  
 (2) 消防法施行規則第21条第5項第3号、移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準(昭和51年消防庁告示第2号)第2、5参照。移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする事とされており(消防法施行令第18条第3号)、消防庁長官が定める基準においてホースの全長はノズル部分の長さを含めて20m以上であることが必要とされている。  
 (3) 消防法施行規則第21条第5項第1号参照。  
 (4) 消防法施行規則第21条第5項第2号参照。

**【防火査察】**

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法第17条の4第1項命令の主体は、消防長又は消防署長であるので、不適當。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 違反処理マニュアルにより適當。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法及び立入検査マニュアルにより適當。  
 (2) 立入検査マニュアルにより適當。  
 (3) 立入検査は正当な理由なく拒否された場合でも、その抵抗を排除して強制的に実施することはできないので、不適當。  
 (4) 立入検査マニュアルにより適當。

**【危険物】**

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法第13条の24第1項参照。  
 (2) 消防法第13条の2第5項参照。  
 (3) 誤り。危険物施設保安員に関する規定の違反については、命令、罰則等の規定は設けられていない。  
 (4) 消防法第12条の2第2項第4号参照。

問2 答 (2)

解説 (1) 危険物の規制に関する政令第30条の2第5号参照。  
 (2) 誤り。第4類第1石油類の移送については、運転要員の確保に関する規定の適用が除外されている。危険物の規制に関する政令第30条の2第2号及び危険物の規制に関する規則第47条の2第2項参照。  
 (3) 危険物の規制に関する政令第30条の2第4号参照。  
 (4) 消防法第11条の5第2項参照。